

おおいたデジタル図鑑作成業務委託企画提案競技（プロポーザル方式）実施要領

令和3年11月26日

大分県教育庁文化課

1. 趣 旨

この要領は、大分県内の指定・選定を受けている約1000点の文化財や、大分県を代表する先哲について、写真や地図、映像を交えて照会し、いつでも誰でもどこからでも文化財の情報にアクセスできる環境を整備することで、文化財への理解促進を図るための「おおいたデジタル図鑑」作成にあたり、コンテンツの作成、文化財写真撮影、文化財3D画像作成等を行なう事業者を、企画提案競技（プロポーザル方式）で選定するため必要な事項を定める。

2. 事業者選定の概要

(1) 主催者及び事務局

ア 主催者 大分県

イ 事務局 大分県教育庁文化課文化財班

住 所 〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号

電 話 097-506-5498 ファックス 097-506-1811

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/31700/>

電子メールアドレス a31700@pref.oita.lg.jp

(2) おおいたデジタル図鑑作成業務委託事業者審査委員会

本事業者の選定は、庁内外の委員（以下「審査委員」という。）により構成される「おおいたデジタル図鑑作成業務委託事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

(3) 審査方式

本事業者選定は、企画提案競技（プロポーザル方式）で行う。

審査は、おおいたデジタル図鑑作成業務委託提案書審査基準表（以下「審査基準表」という。）により、審査委員会が提案書等を基にプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最も評価の高い提案者から順に最優秀者及び次点者を選定する。ただし、最高評価得点が複数ある場合は、審査委員の採決により決定する。

(4) 主なスケジュール

募集の公告	令和3年11月26日（金）
参加表明書等の様式の交付期間	令和3年11月26日（金）～令和3年12月13日（月）
質問書提出期間	令和3年11月26日（金）～令和3年12月14日（火）
質問への回答期限	令和3年12月17日（金）
参加表明書等の提出期間	令和3年11月26日（金）～令和3年12月13日（月）
提案書等の提出期限	令和3年12月20日（月）
審査（プレゼンテーションとヒアリング）	令和3年12月23日（木）
審査結果の通知	令和3年12月27日（月）

3. 応募資格

応募資格を有する者（共同企業体の場合は全ての構成員）は、公告日現在において、次に掲げる（１）～（８）の要件を全て満たす者とする。

- （１）単体又は２者の共同企業体により参加する者であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （３）大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- （４）公告日以前 3 箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- （５）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （６）大分県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 33 号）第 2 条第 1 号から 3 号及び第 5 号に該当しないこと。
- （７）事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ア 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との協議等に担当者等を出席させることが可能である者
 - イ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - ウ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、指示し、または反対することを目的とする者でないこと。
- （８）令和 3 年度において「大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に基づく入札参加資格者名簿又は「大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な参加資格」に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、共同企業体で参加しようとする者はいずれかの構成員を代表者とし、代表する事業者が応募を行うこと。また、代表者及び構成員は他の共同企業体に参加し、または単独で参加することができない共同企業体を構成する全ての事業者は、前掲（１）～（７）の要件を全て満たす者であること。ただし前掲（８）については、共同企業体を構成する事業者のいずれかが要件を満たしていれば足りる。

4. 審査に係る手続等

- （１）本実施要領及び参加表明書等の様式の交付期間等
 - ア 交付期間 令和 3 年 11 月 26（金）～令和 3 年 12 月 13 日（月）（土曜日、日曜日を除く。）
交付時間は午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 交付方法
 - i) 県庁ホームページからダウンロード
ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/31700/>
 - ii) 事務局（２．（１）イ）での交付（CD-R を持参すること。）
- （２）参加表明書等
 - ア 参加表明書等の提出期限
令和 3 年 12 月 13 日（月）午後 5 時（事務局必着）まで。

イ 参加表明書等の提出書類

- ・参加表明書（様式2）
※共同企業体の場合は、共同企業体協定書の写し
- ・会社概要（パンフレット等、会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可）
- ・誓約書（様式3）
- ・参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は辞退届（様式6）を提出すること。
辞退届の提出は令和3年12月20日（月）午後5時（事務局必着）までとする。

ウ 参加表明書等の提出方法

持参又は書留郵便等受取が確認できる方法で提出すること。

ただし、封筒等の表面には、必ず「参加表明書等 在中」と朱書すること。

エ 受付番号の通知

参加表明書等を提出した応募者には、事務局から電子メールで受付番号を通知するので、提案書等には受付番号を明記すること。

(3) 提案書等

ア 提案書等の提出期限

令和3年12月20日（月）午後5時（事務局必着）まで。

イ 提案書等の提出書類

本実施要領及び仕様書を参照のうえ作成し、各5部提出すること。

- ・提案書（様式自由。A4またはA3サイズ）

提案書には、

- ①業務実施方針
- ②業務フロー図
- ③業務工程表
- ④デジタル図鑑コンテンツデザイン案

を明記すること。

- ・実施体制調書（様式4）
- ・応募者の類似業務実績調書（様式5）及び契約書の写し等
- ・見積書（様式自由）

見積書の宛先は「大分県知事 広瀬 勝貞」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の数量、単価等が判断できる内容とする。）。

ウ 提案書等の提出方法

持参又は書留郵便等受取が確認できる方法で提出すること。データでの提出は受け付けない。

ただし、封筒等の表面には、必ず「提案書等 在中」と朱書すること。

エ 提案書等の受領通知

提案書等を受領した旨の通知を事務局から電子メールで通知する。

(4) 費用負担

提案書等作成及び提出に係る費用は、応募者側の負担とする。

(5) 質疑応答

質問書（様式1）は、電子メール（文字のみ、テキストファイル形式）でのみ受け付ける。質問に対する回答は、大分県庁ホームページに順次掲載する。

質問を受け付けた場合は、受け付けた旨の通知メール（以下「受付完了メール」という。）を送信するので、受付完了メールが届かない場合は、事務局まで問い合わせること。

ア 質問書の提出期限

令和3年12月14日（火）午後5時（事務局必着）までとする。

イ 質問への回答期限

令和3年12月17日（金）

ウ その他

質問の回答事項については、応募者に対して電子メールにより回答する。

(6) 審査（プレゼンテーションとヒアリング）

ア 応募者による「提案書等」の説明と審査委員によるヒアリングを行う。

イ 応募者が多数の場合は審査基準表により「提案書等」の内容で事前審査を行い、プレゼンテーションを行う上位4者程度を選定する場合がある。

ウ 出席者は応募者を含め3名までとする。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあつては構成員）に限る。持ち時間25分（説明15分、質疑応答10分）とし、提案書についての説明を行う。

エ プレゼンテーションは提案書のみで行う。なお、提案書をプロジェクターに投影して説明したい場合は、(3)の提案書等の提出時に申し出ること。

オ 審査に当たっては、審査基準表のとおり、提案内容、業務実施体制、経費見積、過去の実績等に基づき総合的に審査を行う。

カ 審査は、令和3年12月23日（木）を予定しているが、実施方法、実施時間、場所及びその他詳細については、別途通知する。

(7) 審査の公開

プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。

(8) 審査結果の発表

大分県庁ホームページで最優秀者及び審査結果を公表するとともに、応募者全員に書面で通知する。なお、審査結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けない。

5. 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

おおいたデジタル図鑑作成業務委託（以下「業務委託」という。）

(2) 業務の内容

ア 本業務委託は、おおいたデジタル図鑑の作成、文化財の写真撮影および3Dデジタル画像作成を行うものである。

詳細は仕様書の内容を参照すること。

- イ 契約に際しては、業務の詳細について双方で確認を行う。
- ウ 契約期間は、締結の日から令和4年3月25日（金）までとする。

(3) 契約限度額

業務委託の契約限度額は、3,629,700円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(4) 業務委託の契約等

- ア 選定された最優秀者を業務委託の第1位契約候補者（以下、「契約候補者」という。）とし、契約締結協議を行う。協議が整った場合、当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、提案書の内容を一部修正することもあり得る。
- イ 参加表明書等の提出者が1者となった場合は、審査の結果、一定以上の評価であれば、契約候補者とする。
- ウ 契約候補者が本事業者選定以後に6. その他（1）の失格事項に該当すると認められた場合、本県と契約候補者による本業務委託契約締結交渉が不調となった場合又は、都合により辞退した場合は、次順位者である次点者と契約交渉を行うこととする。
- エ 本事業者選定以後、業務実施体制が著しく変わった場合、又は6. その他（1）の失格事項に該当すると認められた場合は、契約候補者としての地位を取り消す場合がある。さらに、本契約締結後においては、その契約を解除する場合がある。
- オ 本事業者選定以後、契約候補者は、「実施体制調書（様式4）」に記載する「再委託先又は協力先」と再委託契約等を締結した場合は、直ちに再委託契約等の内容がわかる資料（再委託契約等の締結日及び業務内容が記載されたもので契約金額は不要）を事務局に提出すること。（再委託契約を本事業者選定の審査時まで求めるものでない）
- カ 本県は、契約候補者が、「実施体制調書（様式4）」に記載する「再委託先又は協力先」と本業務委託締結後直ちに、契約候補者を通して、守秘義務に関する覚書を締結するものとする。

6. その他

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ア 参加表明書等及び提案書等に虚偽の記入をした者。
- イ 公告日現在において応募資格がなく提案書等を提出した者又は本公告日から委託契約の前日までの間に、3. 応募資格（1）から（8）の応募資格を有しなくなった者。
- ウ 参加表明書等及び提案書等の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者。
- エ 提案書等を複数案提出した者。
- オ 審査委員又は関係者と本計画に関する接触を行った者。
- カ 提案書等に盗用した疑いがあると審査委員会が認めた者。
- キ その他、審査委員会が不適格と認めた者。

(2) 提案書等の取扱い

- ア 提出後の提案書等の追加、修正、差し替え等は認めない。
- イ 提案書等は返却しない。また、必要に応じて補足資料等を求める場合がある。
- ウ 提出された提案書等は、応募者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用しない。
- エ 提案書等の選定を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがある。

(3) 企画提案競技の停止、中止及び取消し

やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止、取り消すことがある。

なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。

(4) 提案書等に使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

文字サイズは11ポイント以上とする。